高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

防災行動計画検討部会設置要綱(改正案)

(目的)

第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムライン(防災行動計画)を検討する ことを目的として設置する「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 防災行動計画検 討部会」(以下「防災行動計画検討部会」という。)に関する必要な事項を定めるものとす る。

(所掌事項)

- 第2条 防災行動計画検討部会は、次の事項について所掌する。
 - 2 防災行動計画検討部会の構成機関を対象とした高梁川水系において台風による高潮、洪水 による内水・外水・土砂災害等の風水害に備えたタイムラインの検討を行う。
 - 3 防災行動計画検討部会で協議した結果については、協議会へ報告する。
 - 4 その他必要な事項。

(組織構成)

- 第3条 防災行動計画検討部会の組織構成は、以下のとおりとする。
 - 2 防災行動計画検討部会は、別紙に掲げる構成機関をもって構成する。
 - 3 防災行動計画検討部会は、第1 項によるもののほか、必要に応じて構成機関以外のものの出席を要請し、意見を聞くことができる。
 - 4 防災行動計画検討部会には座長を置くものとする。
 - 5 座長は、会務を総括し、防災行動計画検討部会を代表する。

(会議の招集等)

第4条 防災行動計画検討部会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて 組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第5条 防災行動計画検討部会は、原則公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。
 - 2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所ホームページにて公開するものとする。

(事務局)

- 第6条 防災行動計画検討部会の庶務を行うため、事務局を置く。
 - 2 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、防災行動計画検討部会の運営に関し必要な事項については、防災行動計画検討部会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成30年12月27日から施行する。

改正 令和 元年 5月29日 (第3条別紙改定)

改正 令和 2年 3月 2日 (事務局追加)

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策防災行動計画検討部会 高梁川水害タイムライン検討会(改正案)

(構成機関) 倉敷市

笠岡市

井原市

総社市

高梁市

新見市

浅口市

早島町

矢掛町

(一社) 岡山県 LP ガス協会

岡山ガス(株)

西日本電信電話(株) 岡山支店

西日本旅客鉄道(株) 岡山支社

井原鉄道(株)

水島臨海鉄道 (株)

(公社) 岡山県バス協会

日本放送協会 岡山放送局

西日本放送(株)

(株)瀬戸内海放送

RSK 山陽放送(株)

テレビせとうち(株)

岡山放送(株)

笠岡放送(株)

井原放送(株)

矢掛放送(株)

(株) 倉敷ケーブルテレビ

(株) 吉備ケーブルテレビ

玉島テレビ放送(株)

岡山エフエム放送(株)

(株)エフエムくらしき

エムエムゆめウェーブ(株)【削除】

中国電力(株)岡山支社

岡山県 危機管理課

岡山県土木部 防災砂防課

岡山県土木部 河川課

岡山県警察本部

陸上自衛隊日本原駐屯地 NPO 法人まちづくり推進機構岡山 高梁川用水土地改良区 農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務 所 小阪部川支所

気象庁 岡山地方気象台 国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所 国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対 策河川事務所

(座長)

岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授 西山 哲

(アドバイザー)

岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授 前野 詩朗

(オブザーバー)

里庄町 広島県

(事務局)

岡山県 危機管理課 岡山県土木部 防災砂防課 岡山県土木部 河川課 国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所 国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対 策河川事務所

※敬称略

新	IB	備考欄
高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会	高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会	
防災行動計画検討部会設置要綱 (改正案)	防災行動計画検討部会設置要綱	
(目的)	(目的)	
第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムライン(防災	第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムライン(防災	
行動計画)を検討することを目的として設置する「高梁川水系	行動計画)を検討することを目的として設置する「高粱川水系	
大規模氾濫時の減災対策協議会 防災行動計画検討部会」(以下	大規模氾濫時の減災対策協議会 防災行動計画検討部会」(以下	
「防災行動計画検討部会」という。)に関する必要な事項を定	「防災行動計画検討部会」という。)に関する必要な事項を定	
めるものとする。	めるものとする。	
(所掌事項)	(所掌事項)	
第2条 防災行動計画検討部会は、次の事項について所掌する。	第2条 防災行動計画検討部会は、次の事項について所掌する。	
2 防災行動計画検討部会の <u>構成</u> 機関を対象とした高梁川水系に	2 防災行動計画検討部会の <mark>参加機関を対象とした高粱川水系にお</mark>	(変更)
お	いて <mark>台風及び内水等による</mark> 風水害に備えたタイムラインの検討	(変更)
いて 台風による高潮、洪水による内水・外水・土砂災害等の	を行う。	
風	3 防災行動計画検討部会で協議した結果については、協議会へ報	
水害に備えたタイムラインの検討を行う。	告する。	
3 防災行動計画検討部会で協議した結果については、協議会へ報	4 その他必要な事項。	
告する。		
4 その他必要な事項。	(組織構成)	
	第3条 防災行動計画検討部会の組織構成は、以下のとおりとする。	
(組織構成)	2 防災行動計画検討部会は、別紙に掲げる構成機関をもって構成	(別紙変更)
第3条 防災行動計画検討部会の組織構成は、以下のとおりとする。	する。	
2 防災行動計画検討部会は、 <mark>別紙</mark> に掲げる構成機関をもって構	3 防災行動計画検討部会は、第1項によるもののほか、必要に応	
成	じて構成機関以外のものの出席を要請し、意見を聞くことがで	

新				
···		אקו כי מוע		
する。	きる。			
3 防災行動計画検討部会は、第1項によるもののほか、必要に応	4 防災行動計画検討部会には座長を置くものとする。			
じて構成機関以外のものの出席を要請し、意見を聞くことがで	5 座長は、会務を総括し、防災行動計画検討部会を代表する。			
きる。				
4 防災行動計画検討部会には座長を置くものとする。	(会議の招集等)			
5 座長は、会務を総括し、防災行動計画検討部会を代表する。	第4条 防災行動計画検討部会は、座長の招集により会議を開催する。			
	座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を			
(会議の招集等)	聴くことができる。			
第4条 防災行動計画検討部会は、座長の招集により会議を開催する。				
座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を	(会議の公開)			
聴くことができる。	第5条 防災行動計画検討部会は、原則公開とする。ただし、座長の判			
	断により非公開とすることができる。			
(会議の公開)	2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじ			
第5条 防災行動計画検討部会は、原則公開とする。ただし、座長の判	め座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所			
断により非公開とすることができる。	ホームページにて公開するものとする。			
2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじ				
め座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所	(事務局)			
ホームページにて公開するものとする。	第6条 防災行動計画検討部会の庶務を行うため、事務局を置く。			
	2 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所に置く。			
(事務局)				
第6条 防災行動計画検討部会の庶務を行うため、事務局を置く。	(雑則)			
2 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所に置く。	第7条 この規約に定めるもののほか、防災行動計画検討部会の運営に			
	関し必要な事項については、防災行動計画検討部会で定めるも			
(雑則)	のとする。			
第7条 この規約に定めるもののほか、防災行動計画検討部会の運営に				
ス・ストローンが呼ばらん。このことは、「のうだけ参加西京町田本で産日に				

新	IE	備考欄
関し必要な事項については、防災行動計画検討部会で定めるも	(附則) 本規約は、平成30年12月27日から施行する。	
のとする。	改正 令和 元年 5月29日 (第3条別紙改定)	
		(追加)
(附則) 本規約は、平成30年12月27日から施行する。		
改正 令和 元年 5月29日 (第3条別紙改定)		
改正 令和 2年 3月 2日 (事務局追加)		

	新		П		備考欄
	別紙		凤	紙	
高梁川	水系大規模氾濫時の減災対策防災行動計画検討部会	高梁川	水系大規模氾濫時の減災対策防災行動計画検討部会		
	高梁川水害タイムライン検討会(改正案)		(空白)		(追加)
(構成機関)	倉敷市	(構成機関)	倉敷市		
	笠岡市		笠岡市		
	井原市		井原市		
	総社市		総社市		
	高梁市		高梁市		
	新見市		新見市		
	浅口市		浅口市		
	早島町		早島町		
	矢掛町		矢掛町		
	(一社)岡山県 LP ガス協会		(一社)岡山県 LP ガス協会		
	岡山ガス(株)		(空白)		(追加)
	西日本電信電話(株) 岡山支店		西日本電信電話(株) 岡山支店		
	西日本旅客鉄道(株) 岡山支社		西日本旅客鉄道(株) 岡山支社		
	井原鉄道(株)		井原鉄道(株)		
	水島臨海鉄道(株)		水島臨海鉄道(株)		
	(公社)岡山県バス協会		(公社)岡山県バス協会		
	日本放送協会 岡山放送局		日本放送協会 岡山放送局		
	西日本放送(株)		西日本放送(株)		
	(株)瀬戸内海放送		(株)瀬戸内海放送		
	RSK 山陽放送(株)		山陽放送(株)		(変更)
	テレビせとうち(株)		テレビせとうち(株)		

新	П	備考欄
岡山放送(株)	岡山放送(株)	
<u>笠岡放送(株)</u>	(空白)	(追加)
井原放送(株)	井原放送(株)	
<u>矢掛放送(株)</u>	(空白)	(追加)
(株)倉敷ケーブルテレビ	(株)倉敷ケーブルテレビ	
(株)吉備ケーブルテレビ	(株)吉備ケーブルテレビ	
玉島テレビ放送(株)	玉島テレビ放送(株)	
岡山エフエム放送(株)	岡山エフエム放送(株)	
(株)エフエムくらしき	(株)エフエムくらしき	
_【削除】	エフエムゆめウェーブ(株)	(笠岡放送と合併)
中国電力(株) <mark>岡山支社</mark>	中国電力(株)	(変更)
岡山県 <mark>危機管理課</mark>	岡山県	(変更)
岡山県土木部 防災砂防課	(空白)	(追加)
岡山県土木部 河川課	(空白)	(追加)
岡山県警察本部	岡山県警察	(変更)
陸上自衛隊日本原駐屯地	陸上自衛隊日本原駐屯地	
NPO 法人まちづくり推進機構岡山	NPO 法人まちづくり推進機構岡山	
高梁川用水土地改良区	高梁川用水土地改良区	
農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務	農林水産省 中国四国農政局	(変更)
<u>所 小阪部川支所</u>	(空白)	
気象庁 岡山地方気象台	気象庁 岡山地方気象台	
国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所	国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所	
国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所	国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所	
国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対	国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対	
策河川事務所	策河川事務所	

新	IB	備考欄
(座長)	(座長)	
<u>岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授</u> 西山_哲	岡山大学大学院 西山哲 教授	(変更)
(アドバイザー)	(アドバイザー)	
岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授_前野_詩朗	岡山大学大学院 前野詩朗 教授	(変更)
(オブザーバー)	(オブザーバー)	
里庄町	里庄町	
広島県	広島県	
_ <u>(事務局)</u>		(事務局追加)
岡山県 危機管理課		
<u>岡山県土木部 防災砂防課</u>		
岡山県土木部 河川課		
国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所		
国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所		
国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対		
<u>策河川事務所</u>		
※敬称略		(追加)
<u>>>> 切入やり間</u>		(延加)